

総務課

☎ 消防防災係 (213)

自転車に対する交通反則制度(青切符)が 適用されます

自転車の交通違反に対しても「青切符」[交通反則通告制度の適用]による取り締まりが始まりました。これにより、自転車で交通違反をした場合には反則金の納付が求められることになります。

反則行為の一例と反則金の額

対象となる違反行為は

113種類

取締りの対象は

16歳以上



携帯電話の使用等(保持)

12,000円



信号無視

6,000円



車道の右側通行

6,000円



一時不停止

5,000円

歩道通行 認められるケース

- 1 道路標識や道路標示で歩道通行可能とされている場合
- 2 13歳未満・70歳以上・一定程度の身体障害のある人が運転するとき
- 3 車道の交通量が著しく多い・車道の幅が狭いなどやむを得ない場合

歩道通行 取締りの対象

反則金 6,000円

- 1 悪質・危険な行為
(スピードを出して歩道通行し、歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合など)
- 2 警察官の警告に従わず歩道通行を続けた場合



警察庁交通局
自転車ルールブック
(R7.9月)



鹿児島県警ホームページ
(R8.4.8更新)
町HP：R8.3.6掲載